

国際基準をめぐる最近の状況

平成21年1月
消費・安全局 国際基準課

1

過去における説明

- 2007年2月
OIEコードの意義について
自国のSPS措置を決める場合、国際基準である
OIEコードを基礎としなければならない
- 2008年2月
公式認定について

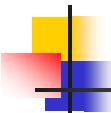
2



本日の説明概要

- 公式認定の国際基準としての性格の強化
- 国際貿易において流通している物資のリスクに着目した国際基準の作成
(コモディティー・アプローチ)

3



公式認定の国際基準としての性格の強化

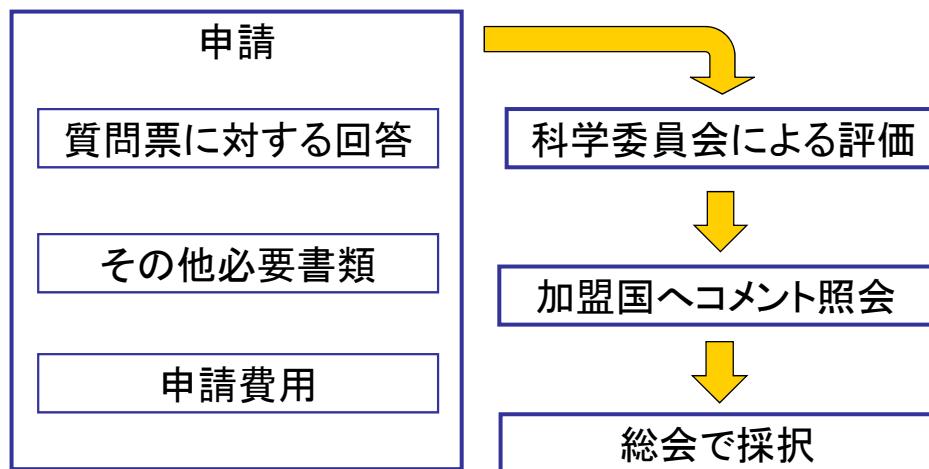
4

公式認定とは

- OIEは、1994年から各国からの要請に基づき、特定の疾病の清浄性を認定(有料)
- 認定の対象疾病と手続きは、総会で決定

5

公式認定の手続き



6



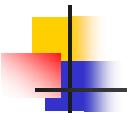
公式認定の効力

- OIEの見解:公式認定が総会で採択されるので、OIEコードと同様に扱われるべき
- SPS協定上の扱い:未定
- 各国の対応:それぞれ

日本は、公式認定を考慮するが、別途リスク評価が必要との立場

EUのBSEカテゴリーと国のリストは、OIE公式認定と整合(2007年6月)

7



第76回OIE総会(昨年5月)の決定①

- 疾病ごとの公式認定手続きを整理し、統一的な手続きを決定
- 公式認定のステータスを維持するための条件として、毎年11月にOIE事務局長に必要なデータを提出することを明確化

8



第76回OIE総会(昨年5月)の決定②

- 公式認定を申請するにあたって必要なものを具体的に明記
 - ①質問票の回答
 - ②陸生コードに規定された各疾病(牛疫、口蹄疫、BSE、牛肺疫)についての条件を満たしている旨明記した文書
 - ③陸生コードにおける獣医サービスの疾病及び疫学的情報の通報、獣医サービスの評価一般規定(疾病及び疫学的情報の通報、獣医サービスの評価)を満たしている旨明記した文書

9



第77回OIE総会(本年5月)に向けた コード委員会の提案①

- 公式認定の判断の基礎となる資料

- ①質問票の回答

これまでHPに掲載されていたが、総会において加盟国による意思決定を経たものではなかった

以下を満たしている旨明記した文書
②陸生コードに規定された各疾病についての条件
③陸生コードにおける獣医サービスの一般規定

すでにコード化されている

10



第77回OIE総会(本年5月)に向けた コード委員会の提案②

Inclusion of official disease status questionnaires in the Code(2008年10月コード委報告書p2パラ1)

Dr Vallat indicated that **for reasons of transparency and to strengthen the legal basis of decisions granting official status** for bovine spongiform encephalopathy (BSE), foot and mouth disease (FMD), rinderpest and contagious bovine pleuropneumonia (CBPP), the relevant OIE questionnaires should be formally adopted by the International Committee and published in the Code.

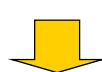
透明性及び公式認定の法的基礎を強化するため
質問票を総会で正式に採択してコードに掲載する

11



OIEコードに掲載されると①

- OIEリスト疾病について、OIEコードに定める措置を講じる場合



リスク評価せずに要求可能

- OIEコードに規定されていない疾病について水際措置を講じる場合
- OIEリスト疾病についてOIEコードより厳しい措置を講じる場合



OIEコードに定める
科学的リスク評価が必要

12

OIEコードに掲載されると②

- 質問票がOIEコードに掲載されると、



- 輸出国は、質問票に答える義務
- 輸入国は、質問票以外のデータについて、必要性を説明する義務

13

OIE公式認定の今後

実体面

- ・認定要件、獣医サービスの要件については既にコード化
- ・質問票について第77回総会で承認しコード(国際基準)化予定

手続面(第76回総会)

- ・申請するにあたって必要なものを明記
- ・公式認定の手続きについても総会で決議

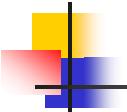


- 国際基準に基づき承認された認定は国際基準としての性格を具備？



受け入れない国はその科学的根拠を示すことが必要

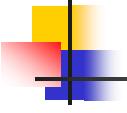
14



各国の対応(最近の動き)

- 第43回SPS委員会(08年10月)における報告
→EUは、ブラジルの一部地域の口蹄疫に係るOIE公式認定取得から8週間後にその地域からの牛肉の輸入を解禁した
- 昨年のBSEに加え、口蹄疫についてもOIE公式認定を反映

15



国際貿易において流通している物資のリスクに着目した国際基準の作成
(コモディティー・アプローチ)

16

コモディティー・アプローチ

物資の特性に着目し、病原体が侵入する可能性のない物資については、貿易にあたり、検疫措置を要求しないとする考え方



例えば「革靴」

牛皮を使用しているが、輸入された革靴が病原体を国内に広めるおそれは極めて低い

17

最近の動向

- 2007年3月、コード委はコモディティー・アプローチに関する作業を開始
- 具体的には、安全な物資をコードに明記するための検討グループを立ち上げ、検討
- 今般のコード改正で、いくつかの疾病について、貿易を制限すべきでない物資に関する記載を提案

18

コモディティー・アプローチの意義

- 物資によっては、その特性上、全ての疾病について検疫措置が不要なものがある
- これら安全な物資よりも、よりリスクのある物資にリソースを集中



19

コモディティーに着目したIPPCの取り組み

- 植物検疫の分野においては、加工によって病害虫のリスクが存在しなくなった物資については検疫措置を要求しないとする内容を含んだ国際基準を今年3月の次期総会に提出



ワイン

ブドウを使用しているが、輸入されたワインが病害虫を国内に広めるおそれは極めて低い

20

今後のOIEの作業予定

- 疾病横断的に安全な物資を特定する作業を進める
- 最初の課題として、口蹄疫のステータスに関わらず、「熟成し、pH調整し、脱骨した豚肉及び牛肉」を検討



21

ご清聴
ありがとうございました！

22